

# JIS

電子機器用固定コンデンサ－第 17-1 部：  
ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロ  
ピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ  
評価水準 E 及び EZ

JIS C 5101-17-1 : 2009

(IEC 60384-17-1 : 2005)

(JEITA)

平成 21 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電子技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	酒 井 善 則	東京工業大学
(委員)	加 藤 泰 久	日本電信電話株式会社
	尾 村 博 幸	日本ケミコン株式会社
	川 野 順一郎	日本放送協会
	川 瀬 正 明	千歳科学技術大学
	窪 谷 耕 造	社団法人電子情報技術産業協会
	栗 原 正 英	社団法人日本電子回路工業会
	桜 井 貴 康	東京大学
	田 中 宏	総務省
	幡 野 喜 子	三菱電機株式会社
	平 川 秀 治	株式会社東芝
	増 田 岳 夫	財団法人光産業技術振興協会
	森 紘 一	富士通株式会社
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.4.20 改正：平成 21.2.20

官 報 公 示：平成 21.2.20

原 案 作 成 者：社団法人電子情報技術産業協会

(〒101-0065 東京都千代田区西神田 3-2-1 千代田ファーストビル南館 TEL 03-5275-7251)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電子技術専門委員会 (委員長 酒井 善則)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1 一般事項.....	2
1.0 適用範囲.....	2
1.1 推奨する取付方法（挿入用）.....	3
1.2 寸法.....	3
1.3 定格及び性能.....	3
1.3A 交流実効電流特性（適用する場合）.....	4
1.3B 特殊な特性（適用する場合）.....	4
1.4 引用規格.....	4
1.5 表示.....	5
1.6 発注情報.....	5
1.7 出荷対象ロットの成績証明書.....	5
1.8 追加情報（非検査目的）.....	5
1.9 品目別通則及び／又は品種別通則への追加又はより厳しい要求事項.....	5
2 検査要求事項.....	5
2.1 手順.....	5
解 説.....	16

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 5101-17-1 : 2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

**JIS C 5101** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 5101-1** 第 1 部：品目別通則

**JIS C 5101-2** 第 2 部：品種別通則：固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサ

**JIS C 5101-2-1** 第 2-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ

**JIS C 5101-3** 第 3 部：品種別通則：固定タンタルチップコンデンサ

**JIS C 5101-3-1** 第 3 部：ブランク個別規格：固定タンタルチップコンデンサ 評価水準 E

**JIS C 5101-4** 第 4 部：品種別通則：アルミニウム固体及び非固体電解コンデンサ

**JIS C 5101-4-1** 第 4 部：ブランク個別規格：アルミニウム非固体電解コンデンサ 評価水準 E

**JIS C 5101-4-2** 第 4 部：ブランク個別規格：アルミニウム固体電解コンデンサ 評価水準 E

**JIS C 5101-8** 第 8 部：品種別通則：固定磁器コンデンサ 種類 1

**JIS C 5101-8-1** 第 8-1 部：ブランク個別規格：固定磁器コンデンサ 種類 1 評価水準 EZ

**JIS C 5101-9** 第 9 部：品種別通則：固定磁器コンデンサ 種類 2

**JIS C 5101-9-1** 第 9-1 部：ブランク個別規格：固定磁器コンデンサ 種類 2 評価水準 EZ

**JIS C 5101-11** 第 11 部：品種別通則：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ

**JIS C 5101-11-1** 第 11 部：ブランク個別規格：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ 評価水準 E

**JIS C 5101-13** 第 13 部：品種別通則：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ

**JIS C 5101-13-1** 第 13-1 部：ブランク個別規格：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ

**JIS C 5101-14** 第 14 部：品種別通則：電源用電磁障害防止固定コンデンサ

**JIS C 5101-14-1** 第 14-1 部：ブランク個別規格：電源用電磁障害防止固定コンデンサ 評価水準 D

**JIS C 5101-14-2** 第 14-2 部：ブランク個別規格：電源用電磁障害防止固定コンデンサ 安全性を要求する試験

**JIS C 5101-14-3** 第 14-3 部：ブランク個別規格：電源用電磁障害防止固定コンデンサ 評価水準 DZ

- JIS C 5101-15** 第 15 部：品種別通則：固定タンタル非固体又は固体電解コンデンサ
- JIS C 5101-15-1** 第 15 部：ブランク個別規格：はく電極形固定タンタル非固体電解コンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-15-2** 第 15 部：ブランク個別規格：焼結形固定タンタル非固体電解コンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-15-3** 第 15 部：ブランク個別規格：焼結形固定タンタル固体電解コンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-16** 第 16 部：品種別通則：固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ
- JIS C 5101-16-1** 第 16-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ
- JIS C 5101-17** 第 17 部：品種別通則：固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ
- JIS C 5101-17-1** 第 17-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ 評価水準 E 及び EZ
- JIS C 5101-18** 第 18 部：品種別通則：固定アルミニウム固体 (MnO<sub>2</sub>) 及び非固体電解チップコンデンサ
- JIS C 5101-18-1** 第 18 部：ブランク個別規格：固定アルミニウム固体 (MnO<sub>2</sub>) 電解チップコンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-18-2** 第 18 部：ブランク個別規格：固定アルミニウム非固体電解チップコンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-20** 第 20 部：品種別通則：固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルムチップ直流コンデンサ
- JIS C 5101-20-1** 第 20 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルムチップ直流コンデンサ 評価水準 EZ
- JIS C 5101-21** 第 21 部：品種別通則：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 1
- JIS C 5101-21-1** 第 21-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 1 評価水準 EZ
- JIS C 5101-22** 第 22 部：品種別通則：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2
- JIS C 5101-22-1** 第 22-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2 評価水準 EZ
- JIS C 5101-23** 第 23 部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ
- JIS C 5101-23-1** 第 23-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ 評価水準 EZ
- JIS C 5101-24** 第 24 部：品種別通則：表面実装用固定タンタル固体（導電性高分子）電解コンデンサ（予定）
- JIS C 5101-24-1** 第 24-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定タンタル固体（導電性高分子）電解コンデンサ 評価水準 EZ（予定）
- JIS C 5101-25** 第 25 部：品種別通則：表面実装用固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデンサ（予定）

C 5101-17-1 : 2009 (IEC 60384-17-1 : 2005)

**JIS C 5101-25-1** 第 25-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム固体（導電性高分子）  
電解コンデンサ 評価水準 EZ（予定）

電子機器用固定コンデンサー—  
第 17-1 部：ブランク個別規格：  
固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及び  
パルスコンデンサ  
評価水準 E 及び EZ

Fixed capacitors for use in electronic equipment—

Part 17-1 : Blank detail specification :

Fixed metallized polypropylene film dielectric a.c. and pulse capacitors—

Assessment levels E and EZ

序文

この規格は、2005 年に第 2 版として発行された IEC 60384-17-1 を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。

ブランク個別規格

この規格は、品種別通則 JIS C 5101-17 の補足規格で、個別規格の様式及び最小限に必要な要求事項を規定したものである。これらの要求事項を満足しない個別規格は、日本工業規格に基づいていないものとみなし、そのことを個別規格に記載する。

個別規格は、JIS C 5101-17 の 1.4 に基づいて作成する。

個別規格の最初のページとなるこの規格の 2 ページの表の括弧内の数字は、指定の位置に記入する次の事項と対応している。

個別規格の識別

- [ 1 ] 個別規格を管理する国内標準化機関又は国際電気標準会議 (IEC) の名称
- [ 2 ] 個別規格の日本工業規格番号、西暦年及び国内制度で要求される追加事項又は IEC 規格番号、版及び西暦年
- [ 3 ] 品目別通則の日本工業規格番号及び西暦年又は IEC 規格番号、版及び西暦年
- [ 4 ] ブランク個別規格の 日本工業規格番号又は IEC 規格番号

コンデンサの識別

- [ 5 ] コンデンサの品種についての要約説明
- [ 6 ] 代表的な構造の説明 (適用する場合)

注記 1 コンデンサがプリント配線板用に設計されていない場合には、個別規格のこの欄にそのこ